

ケアプランセンター 宝塚あいわ苑運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人愛和会が設置するケアプランセンター宝塚あいわ苑（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営確保の為に必要な人員及び管理運営（運営管理）に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、その心身の状態や、生活環境を含む全般の状況を踏まえ、自立した生活を営むためのニーズを把握し、利用者の選択に基づいた適切な保健・医療・福祉サービスが利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

【運営の方針】

第2条 1. この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

5. 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンター 宝塚あいわ苑
- (2) 所在地 宝塚市山本東2丁目8番20号

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第 4 条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 4名以上 (常勤の内1名管理者兼務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の希望を尊重し、自立した生活が送れるよう社会的に支援することを目的とし、適切な在宅サービス又は施設サービスが円滑かつ容易に利用できるよう市町村、サービス事業者、施設等との調整を行い、専門職が連携して身近な地域で高齢者及びその家族を支援できるよう「介護サービス計画」の作成を行う。

(3) 介護支援専門員は利用者の状況及び業務の状況により、増員することが出来る。

【営業日及び営業時間】

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日・祝日及び法人が定めた以下の日を休日とする。

1月1日、1月2日、1月3日、12月30日、12月31日

(2) 営業時間

月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【内容及び手続の説明および同意】

第 6 条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 事業者は、居宅介護支援の提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。
2. 事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ること等について説明を行う。

3. 事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めることとする。

【居宅介護支援事業の提供方法及び内容】

第 7 条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類
居宅ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所及び利用者又はその家族の同意を得た上でテレビ電話等の活用を行う。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
最低 1 カ月に 1 回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び、連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。
- (5) 地域における指定サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供する。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうか区分した上で居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- (7) 介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提示を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供を行う。
- (8) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が医療機関等への入院又は介護保険施設等への入所を希望する場合には、必要かつ適切な社会資源を踏まえた情報提供を行う。
- (9) 医療機関等、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合に居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- (10) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

【利用料等】

第 8 条 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準（告示上報酬額）によるものとする。

【通常の事業の実施地域】

第 9 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ① 宝塚市

【衛生管理等】

第 10 条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

【事故発生時の対応】

- 第 11 条
1. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告を行う。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。その際事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 2. 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
 3. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

- 第 12 条
1. 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
 2. 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 3. 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

- 第13条 1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

- 第14条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための指針を整備
 - (2) 委員会を設置し定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底する
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【感染症対策強化に関する事項】

- 第15条 事業所は、感染症感染拡大防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症対策の指針整備
 - (2) 委員会の設置と、定期的開催を通じ、従業者への周知徹底
 - (3) 感染予防・感染拡大防止の研修実施
 - (4) シミュレーション訓練の実施

【業務継続に向けた取り組みの強化に関する事項】

- 第16条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される措置を講じるものとする。
- (1) 業務継続に向けた計画等の策定・取り組みへの強化
 - (2) 感染症、災害に係る研修の実施
 - (3) シミュレーション訓練の実施

【暴力団の排除】

第17条 事業者は居宅介護支援の事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表】

第18条 事業者は少なくとも年1回以上、提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、評価の結果を公表するものとする。

【その他の運営についての留意事項】

- 第19条
1. 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても適宜検証と整備を図る。
 2. 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 3. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 5. 事業者は指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

《付 則》

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
平成17年7月1日付け改訂施行する。
平成18年6月1日付け改訂施行する。
平成19年4月1日付け改訂施行する。
平成19年7月1日付け改訂施行する。
平成19年10月1日付け改訂施行する。
平成20年2月1日付け改訂施行する。
平成20年4月1日付け改訂施行する。
平成20年6月1日付け改訂施行する。
平成20年10月1日付け改訂施行する。

平成 21年4月1日付け改訂施行する。
平成 21年9月1日付け改訂施行する。
平成 22年8月1日付け改訂施行する。
平成 23年1月1日付け改訂施行する。
平成 23年2月1日付け改訂施行する。
平成 23年4月1日付け改訂施行する。
平成 24年2月20日付け改訂施行する。
平成 24年6月1日付け改訂施行する。
平成 25年11月1日付け改訂施行する。
平成 26年3月31日付け改訂施行する。
平成 26年8月1日付け改訂施行する。
平成 26年8月31日付け改訂施行する。
平成 26年9月16日付け改訂施行する。
平成 27年2月1日付け改訂施行する。
平成 27年5月1日付け改訂施行する。
平成 27年10月1日付け改訂施行する。
平成 28年1月1日付け改訂施行する。
平成 28年2月1日付け改訂施行する。
平成 28年4月30日付け改訂施行する。
平成 28年7月1日付け改訂施行する。
平成 28年10月1日付け改訂施行する。
平成 28年11月1日付け改訂施行する。
平成 28年12月1日付け改訂施行する。
平成 29年1月30日付け改訂施行する。
平成 30年4月1日付け改訂施行する。
平成 31年4月1日付け改訂施行する。
令和 2年4月1日付け改訂施行する。
令和 3年4月1日付け改訂施行する。
令和 4年4月1日付け改訂施行する。